

○印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部庁用車両 使用管理規程

平成 8 年 3 月 25 日
水道企業部訓令第 5 号

改正 平成14年 3 月 11 日 水企訓令第 4 号 平成21年 3 月 30 日水企訓令第 5 号
平成31年 3 月 27 日 水企訓令第 1 号 令和 4 年 3 月 31 日水企訓令第 1 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、庁用車両の使用管理に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって、交通事故の防止と業務の円滑な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において「庁用車両」とは、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業の用に供する車両をいう。

(庁用車両の配属)

第 3 条 庁用車両は、課に配属する。

(所属車両の運行管理)

第 4 条 前項の規定により配属した庁用車両（以下「所属車両」という。）の運行管理は、所属車両の属する課長（以下「所属長」という。）が行い、所属長は、所属車両の運行に関し善良な管理の責任を負う。

(使用承認)

第 5 条 所属車両を使用しようとするときは、車両使用申請簿（別記第 1 号様式）に所要の事項を記載し、所属長の承認を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由が生じた場合はこの限りでない。

2 使用の承認を受けた後申請を取消し、又は申請内容を変更しようとするときは直ちに所属長に申し出て、取消し、又は変更の承認を受けなければならない。

(運転報告等)

第 6 条 運転者は運転終了の都度車両運転日報（別記第 2 号様式）に必要な事項を記載し、所属長にこれを提出して決裁を受けなければならない。

2 車両は用務終了後必ず所定の場所に保管し、当該車両の鍵を所属長に返納するものとする。

(相互援助)

第7条 庁用車両の効率的な運用を図るため、各所属長は所属車両の使用に関し相互に援助し合わなければならない。

(事故の報告)

第8条 運転者及び同乗者は、交通事故（庁用車両の運行に関して人の死傷又は物の損壊があった場合をいう。以下同じ。）が発生したときは、道路交通法に規定する交通事故の場合の措置及び必要な適宜な措置を講ずるとともに、所属長にその状況を速報しなければならない。

2 運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは同乗者）は、前項の措置を終了した後、速やかに事故報告書（別記第3号様式）により所属長を経て、管理者に報告しなければならない。ただし、いずれの者も報告できない状況にある場合は、所属長が当該報告書を作成するものとする。

3 所属長は、当該事故の解決にあたり、事故のてん末を管理者に報告しなければならない。ただし、軽微な事故についてはこの限りでない。

(交通違反等の報告)

第9条 運転者は、庁用車両の運行に関し当該車両を亡失し、又は交通違反等で取締りを受けた場合は、交通違反等報告書（別記第4号様式）により速やかに所属長を経て部長に報告しなければならない。

(罰金・科料)

第10条 前2条の交通事故及び交通違反による罰金、科料は原則として当該運転者の負担とする。

(運転者の遵守事項)

第11条 運転者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に関係法令及びこの訓令（以下「関係法令等」という。）に基づき発する指示、命令等を遵守し、安全な運転に最善をつくすこと。
- (2) 車両の点検、整備に留意し、常に良好な運行ができる状態を保持するよう努めること。
- (3) 公用以外に車両を使用しないこと。
- (4) 常に心身共に健全な状態で運転にあたること。

(同乗者の遵守事項)

第12条 同乗者は、運転者とともに安全運転に留意し、関係法令等に抵触するような指示を与えてはならない。

(管理台帳)

第13条 所属長は、庁用車両管理台帳（別記第5号様式）を整備し、常に所属車両の運行並びに管理状況を明らかにしておかなければならない。

(準用)

第14条 所属長が、やむを得ず印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部の所有に属しない車両を所属の職員に運転させる次の場合には、この訓令に準じて取扱うものとする。

(1) 民間車両の借上げ、所属の職員に運転させる場合

(2) 所属の職員の所有する車両を、本人の承諾を得て、当該職員若しくは他の職員に運転させる場合

(3) 所属の職員が、自己の所有する車両を、自らの処理する事務のため使用することを、特に認めた場合

附 則

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月11日水企訓令第2号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日水企訓令第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日水企訓令第1号抄）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日水企訓令第1号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

第3号様式(第8条第2項)

事 故 報 告 書

年 月 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合
 水道企業部長 様

所 属
 職・氏名 ㊟

| | | | | |
|----------------|--|--------------------|--|------|
| 発 生 日 時 | 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分頃 天候 | | | |
| 発 生 場 所 | 番地地先 | 路線名又は 道路名 | | |
| 水道企業部側 | | 相 手 側 | | |
| 車 両 番 号 | (運転者等の住所、氏名、年齢 勤務先、電話番号、車名及び車 両番号) | | | |
| 運 転 者 | | | | 職 氏名 |
| 用 務 | | | | |
| 同 乗 者 | | | | |
| 事故の種類 | 人身・物件 | 加害者側・被害者側・双方不注意・単独 | | |
| 事故の形態 | 車対車・車対人・車単独・その他 | | | |
| 事故発生の 経 緯 | | | | |
| 事故状況と 現場の略図 | | | | |

| | |
|-----------------------------|---|
| 発 生 後 と っ た 臨 機 の 措 置 | |
| 水 道 企 業 部 側 損 害 程 度 | |
| 相 手 側 損 害 程 度 | |
| そ の 他 | (入院先、修理先、保険会社名、目撃者等) |
| 所 属 長 所 見 欄 | (事故原因、運転者の責任、弁責、損害補てんの関係、その他) <div style="text-align: right;"> 所属長 ㊟ </div> |

注) 必要により事故車両と現場の写真を添付すること。

第4号様式(第9条)

交通違反等報告書

年 月 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合
 水道企業部長 様

所 属
 職・氏名 ㊟

| | | | |
|----------------|--|-------|------|
| 報告事由 | 車両亡失・交通違反等 | 運 転 者 | 職・氏名 |
| 運行車両 | | 同 乗 者 | |
| 日 時 | 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分ごろ | | |
| 場 所 | | 用 務 | |
| 違反等の種類 | | | |
| 事後処置等 | | | |
| 運 転 者 弁 明 欄 | | | |
| 所 属 長 所 見 欄 | <p style="text-align: right;">所属長 ㊟</p> | | |

注) 事故報告書(第3号様式)により報告した場合は、本書の作成を要しない。

第5号様式(第13条)

庁用車両管理台帳

| | | | | | | | | |
|--------|-------|-------------|-----|----------|------|------|-------|-----|
| 車名 | | 登録番号又は車両番号 | | 所属課 | | | | |
| 取得価額 | | 購入年月日又は契約期間 | | 購入先又は契約先 | | | | |
| 車両の種別 | | 乗車定員 | 人 | 車 検 | | | 評 価 額 | |
| 用途 | | 長さ | m | 検査証番号 | 有効期間 | 検査工場 | 年月日 | 価 額 |
| 型式 | | 幅 | m | | ～ | | | |
| 形状 | | 高さ | m | | ～ | | | |
| 塗 色 | | 原動機型式 | | | ～ | | | |
| 車台番号 | | 総排気量 | Kw | | ～ | | | |
| 車両重量 | Kg | 燃料タンク容量 | | | ～ | | | |
| 最大積載量 | Kg | 燃料の種類 | | | ～ | | | |
| 車両総重量 | Kg | 事業自家用の別 | | | ～ | | | |
| 処 分 | 処分年月日 | 事 由 | 価 格 | 譲 受 人 | | ～ | | |
| | | | | | | ～ | | |
| | | | | | | ～ | | |

